

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成30年5月24日(2018.5.24)

【公表番号】特表2017-530442(P2017-530442A)

【公表日】平成29年10月12日(2017.10.12)

【年通号数】公開・登録公報2017-039

【出願番号】特願2017-507868(P2017-507868)

【国際特許分類】

G 06 Q 50/06 (2012.01)

G 06 Q 30/02 (2012.01)

H 02 J 13/00 (2006.01)

【F I】

G 06 Q 50/06

G 06 Q 30/02 310

H 02 J 13/00 301A

【手続補正書】

【提出日】平成30年4月3日(2018.4.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

太陽電池見込客を認定するためのコンピュータ実装方法であって、前記太陽電池見込客の複数のスコアを決定するステップを含み、前記複数のスコアは、送電網スコア、行動スコア、関与スコアおよび家計価値スコアのうち、少なくとも1つを含み、

前記複数のスコアを合併することによって、前記太陽電池見込客の総合見込スコアを取得するステップを含む、コンピュータ実装方法。

【請求項2】

前記総合見込スコアに基づいて、前記太陽電池見込客が上等な太陽電池見込客であるか否かを判断するステップをさらに含む、請求項1に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項3】

前記送電網スコアの決定は、

追加容量を必要とする送電網の一部を決定するステップと、

前記見込客が追加容量を必要とする前記送電網の前記一部の区域内またはその近くに位置するか否かを判断するステップとを含む、請求項1に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項4】

前記送電網スコアの決定は、前記見込客のエネルギー使用量情報に基づいて、前記見込客がピーク時間帯に大量のエネルギーを消費するか否かを判断するステップを含む、請求項1に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項5】

スマートメータから前記エネルギー使用量情報を取得するステップをさらに含む、請求項4に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項6】

前記見込客がピーク時間帯に大量のエネルギーを消費するか否かを判断するステップは、

前記ピーク時間帯に亘る前記見込客のエネルギー使用量を決定するステップと、前記エネルギー使用量を閾値と比較するステップとを含む、請求項4に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項7】

前記送電網スコアの決定は、前記見込客の近隣者が既に太陽電池パネルを設置しているか否かを判断するステップを含む、請求項1に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項8】

前記行動スコアの決定は、前記見込客が高いエネルギー使用量を有するか否かを判断するステップを含む、請求項1に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項9】

前記見込客が高エネルギー使用量を有するか否かを判断するステップは、一定期間に亘る前記見込客のエネルギー使用量を決定するステップと、前記エネルギー使用量を閾値と比較するステップとを含む、請求項8に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項10】

前記行動スコアの決定は、ピークイベント中にエネルギー使用量を低減するメッセージに応答して、前記見込客が前記ピークイベント中にエネルギー使用量を低減したか否かを判断するステップを含む、請求項1に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項11】

前記行動スコアの決定は、前記見込客のエネルギー使用量および複数の電気消費者の各自のエネルギー使用量に基づいて、前記複数の電気消費者に対して前記見込客をランク付けるレポートに応答して、前記見込客がエネルギー使用量を低減したか否かを判断するステップを含む、請求項1に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項12】

前記見込客がエネルギー使用量を低減したか否かを判断するステップは、第1期間に亘る前記見込客のエネルギー使用量を第2期間に亘る前記見込客のエネルギー使用量と比較するステップを含む、請求項11に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項13】

前記関与スコアの決定は、前記見込客がエネルギー関連電子メールを開封したか否かを判断するステップを含む、請求項1に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項14】

前記関与スコアの決定は、前記見込客が前記エネルギー関連電子メール内のリンクをクリックしたか否かを判断するステップを含む、請求項13に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項15】

前記関与スコアの決定は、前記見込客がグリーン製品を購入したか否かを判断するステップを含む、請求項1に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項16】

前記見込客がグリーン製品を購入したか否かを判断するステップは、前記見込客が前記グリーン製品のリベート、クーポンまたは税額控除を申請したか否かを判断するステップを含む、請求項15に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項17】

前記関与スコアの決定は、前記見込客のエネルギー関連ウェブサイト上の活動量を決定するステップを含む、請求項1に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項18】

前記家計価値スコアの決定は、管理規約(HOA)規制が前記見込客の住宅に適用されたか否かを判断するステップを含む、請求項1に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項19】

前記家計価値スコアの決定は、太陽電池パネルが前記見込客の住宅に設置される場合に生成されたエネルギーの量を推定するステップを含む、請求項1に記載のコンピュータ実

装方法。

【請求項 2 0】

前記見込客が最近エネルギーに関連する活動に関与したか否かに基づいて、前記見込客を開拓するタイミングを判断するステップをさらに含む、請求項 1 に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項 2 1】

複数の消費者類別のうち、前記見込客が属する消費者類別を決定するステップと、  
決定された前記消費者類別に基づいて、前記見込客を開拓するメッセージの内容を決定するステップとを含む、請求項 1 に記載のコンピュータ実装方法。

【請求項 2 2】

請求項 1 ~ 2 1 のいずれか 1 項に記載の方法をコンピュータに実行させる、プログラム。

【請求項 2 3】

請求項 2 2 に記載のプログラムを格納するためのメモリと、  
前記プログラムを実行するための少なくとも 1 つのプロセッサとを備える、システム。